



23年度新入園児を募集します

幼児センター「ももんがの家」

幼児センター「ももんがの家」では、来年度の入園希望者を募集します。入園を希望される方は、所定の申し込み用紙に必要事項を記入の上、期日までに申し込みください。現在入園されている園児の場合手続きは不要です。

日から19年4月1日まで生まれ⑥5歳児「17年4月2日から18年4月1日まで生まれ」
保育内容・保育時間 ▶早朝保育（午前7時半～同8時）▶通常保育（午前8時～午後4時）▶時間外保育（午後4時～同6時半）▶延長保育（午後6時半～同7時）※就労時間によって最長午前7時半～午後7時まで▶障がい児保育（午前8時～午後4時）＝保育に欠ける障がい児で、健常児とともに保育することが望ましく、集団保育が可能で日々通園することができる特別児童扶養手当の支給対象児。入園にあたって入園判定委員の意見を聞きます。

3. 募集期間

12月13日（月）から同月27日（月）まで。時間は午前8時半から午後5時（日・祭日除く）。定員に達していない場合は、募集期間以降も随時募集。

4. 申し込み方法

入園を希望される方は、幼児センター所定の入園申込書に必要事項を記入して幼児センターにお申し込みください。22年分所得税額（22年分源泉徴収票）または22年度町民税額を証明できる書類、その他必要な証明書等を提出していただきます（所得税額が確定していませんので、所得税額が分かる書類は、後日提出）。

5. 保育料

●短時間型 長時間型保育料を基本として保育日数と保育時間を考慮して定めています。
●長時間型 国から示される保育所徴収基準額表を準用し、前年分（22年）所得税額、または前年度（22年度）町民税額と児童の年齢区分によって料金を定めています（22年度の保育料は、国から示される保育所徴収金基準額表の95%以内。各階層区分を細分化して負担の軽減を図っています）。

6. その他

入園説明会は来年2月17日（木）の予定です。

7. お問い合わせ

幼児センター（西4号北8番地）☎82-3400（Fax82-4660）

1. 短時間型

入園資格 町内に居住をしている幼児で、満3歳から同5歳までの幼児（23年4月1日現在）
募集予定 ▶3歳児37人（定員50）▶4歳児4人（同）▶5歳児8人（同）（11月1日現在）
保育年齢別の区分 ①3歳児「19年4月2日から20年4月1日まで生まれ」②4歳児「18年4月2日から19年4月1日まで生まれ」③5歳児「17年4月2日から18年4月1日まで生まれ」
保育内容・保育時間 ▶早朝保育（午前7時半～同9時）▶通常保育（午前9時～午後1時半）▶預かり保育①開園日（月～金曜日）イ. 午後1時半～同4時 ロ. 午後1時半～同5時②閉園日（土曜日、長期休み）イ. 午前9時～午後1時半 ロ. 午前8時～午後5時（事情によって最長午前7時半～午後5時まで）

2. 長時間型

入園資格 小学校就学前の児童で、保護者のいずれもが以下の要件に該当するため児童を保育することができないと認められる場合（保護者と別居している場合には乳幼児の面倒を見ている者）
①昼間に居宅外で労働することを常態である②昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることが常態である③妊娠中であるか出産後間もない④疾病や負傷した場合、または精神や身体に障害がある⑤長期にわたり疾病の状態にあるか、または精神や身体に障害のある同居の親族を常時介護している⑥震災、風水害、火災、その他の災害復旧に当たっている⑦前項に類するもので町長が特に認めたもの
募集予定（11月1日現在）▶0歳児 12人（定員12）▶1歳児12人（同24）▶2歳児11人（同30）▶3歳児若干名（同19）▶4歳児若干名（同18）▶5歳児若干名（同17）※定員は120人（年齢別の定員は目安。0、1、2歳児は定員を超えた場合、保育実施基準による選考を行って優先順位を決め、入園を決定する場合があります）。
保育年齢別の区分 ①0歳児「生後6カ月経過後の乳児」②1歳児「21年4月2日から22年4月1日まで生まれ」③2歳児「20年4月2日から21年4月1日まで生まれ」④3歳児「19年4月2日から20年4月1日まで生まれ」⑤4歳児「18年4月2

税務課から

お問い合わせは税務収納室（内線121、122）

個人の町道民税住宅ローン控除について

平成21年から同25年末までに入居し、所得税の住宅借入金等特別税額控除（以下住宅ローン控除）を受ける方で、所得税から引ききれない額がある場合、翌年度の個人町・道民税（所得割）から控除される制度があります。住宅ローン控除の適用にあたって町への申告は不要です（初めて住宅ローン控除の適用を受ける方は確定申告が必要で、同11年から同18年末までに入居し、個人町・道民税の住宅ローン控除を受ける方は、同21年度までは町への申告が必要でしたが、この制度創設に伴い、同22年度は町への申告が原則不要になっています。

控除対象になる方

平成11年から同18年末まで、または同21年から同25年末までに入居し、同22年分以降の所得税の住宅ローン控除を受けた方で、控除しきれなかった額がある方です。平成19年または同20年に入居された方は個人町・道民税からの住宅ローン控除の適用はありません。

住宅ローン減税の効果を確保できるように所得税の住宅ローン控除の控除率を引き下げる一方、控除期間を10年、15年どちらか選択できる特例措置が設けられているためです。

控除額（①②のいずれか少ない額）
①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において引ききれなかった額
②所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額（限度額9万7千500円）
控除適用するには

▼年末調整で所得税の住宅ローン控除を受けた方

給与所得者の方が個人町・道民税の住宅ローン控除適用を受けるには、毎年1月ごろに配布される「給与所得の源泉徴収票」の「適用」欄に住宅借入金等特別控除可能額、居住開始年月日を正しく記載する必要があります。記載がない場合、個人町・道民税の住宅ローン控除が適用されません。ご確認の上、記載がない場合はお勤め先の給与担当部署へお問い合わせください。

▼確定申告される方

住宅ローン控除を申告する場合、その確定申告をもって個人町・道民税の住宅ローン控除を適用します。申告上の注意

平成11年から同18年末までに入居された方は、町に申告する場合としないうちで、ほとんどの場合控除額は変わりません。しかし次の条件に当てはまる場合は、前年の所得税を申告すると税源移譲前の税率計算をするため、税額控除額が多くなる可能性があります。
①課税総所得金額のほかに課税退職所得金額がある②課税山林所得金額がある③変動所得、臨時所得（原稿料収入等）があり、平均課税の適用を受ける場合などです。

当てはまる方は同23年3月15日までに住宅借入金等特別税額控除申告書を作成し、同年1月1日現在の住所地の市区町村へ申告書を提出する必要があります。期限までに申告されない場合は、21年税制改正で申告を不要とする住宅ローン控除の適用を受けることとなります。①②③に該当する方はご相談ください。

所得税の住宅ローン控除に係る確定申告、年末調整の手続きは今までと変わりません。

税の休日、夜間納付相談を開設します

町税、各種使用料などを期限内納付できないケースが増えていきます。そのため各種の公的負担の期限内納付をできなかった方を対象

に、休日、夜間の納付相談窓口を開設します。

納付に関する相談を受けたまわの対象は、町税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、公営住宅使用料、下水道使用料、保育料などです。

税、各種負担金の納付、または納付相談がない場合は、残念ながら財産調査を実施し、財産がある場合には、給料、銀行預金などの差し押さえ、不動産、動産の公売など滞納処分を実施することもありますので留意願います。

厳しい状況の中生活費の一部を節約して納付してください。納付計画で毎月決まった額を納入してください。ご迷惑をさす。ぜひご相談ください。

日時 12月19日（日）午前9時～午後5時、同月20日（月）午後5時15分～同8時
場所 役場1階税務課（4番窓口）

定住促進課から

各種届け出は住民室（内線112）、住宅のことは住まい室（同116、117）

年末調整、確定申告は「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を

国民年金保険料は、所得税、市

町村民税の社会保険料控除対象になります（納付額の全額）。国民年金機構は、毎年11月上旬に被保険者の方が1年間に納付した国民年金保険料額を「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」として皆さまにはがきでお知らせしています。税の社会保険料控除を申告する場合は、民間の生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、この控除証明書を添付して申告してください。

この証明書は、毎年1月1日から12月31日までの間に納付した国民年金保険料の額を証明する書類となるものです。証明内容は、今年1月から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる納付見込み額です。

年の途中から国民年金に加入した場合、または10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付した方は、翌年2月上旬に日本年金機構から同様の証明書が送付されます。国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主及び配偶者が連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を一緒に納付した場合、納付した方の所得税等の控除対象となるのは、納付額の全額になります。年末調整